

議案第43号

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例（平成17年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。